

仕様書

1 件名

豊浦地区新配水場築造に伴う基本計画策定業務

2 実施場所

下関市 豊浦町 地内

3 契約期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 業務内容

豊浦地区の水道については、豊浦町水道施設整備事業（第2期）基本計画に基づき旧下関市から豊浦町へ全量送水をするための送水先となる配水池等を更新することとしていたが、当該配水池等の劣化が著しく、現地更新に必要な土地の確保が困難なことから、新たに配水場を整備することで諸問題の解決並びに更新費用及び維持管理費用の縮減を図ることとした。

本業務は、当該新配水場の整備に当たり、豊浦地区全体の水需要と各水道施設の運用状況を整理し、新配水場の規模、施設の統廃合等について検討を行い、これらを取りまとめて基本計画を策定するものである。

(1) 管理技術者及び照査技術者の選任

ア 受託者は、本業務の契約締結後、速やかに管理技術者及び照査技術者を選任し、住所、氏名及び資格の名称を記載した書面及びその資格等が確認できる書類の写しを委託者に提出するものとする。

イ 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門））シビルコンサルティングマネジャーの資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者に該当するものでなければならない。

(2) 管理技術者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 本仕様書に基づき、業務に関する一切の事項を処理すること。

イ 照査技術者から提出される照査報告書を確認すること。

ウ 主要な打合せに出席すること。

エ 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議すること。

(3) 照査技術者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 照査計画を立て、業務計画書に記載すること。

イ 本仕様書に定める又は委託者の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者による照査を行うこと。

ウ 本仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び業務完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において管理技術者に提出すること。

(4) テクリスの登録

受託者は、業務委託料100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、委託者の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を委託者に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

ア 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に変更データを提出すること。

(5) 提出書類

受託者は、委託者に次に掲げる書類を提出しなければならない。また、提出した書類を変更しようとするときは、その都度委託者の承諾を受けなければならない。

ア 業務計画書

イ 管理技術者及び照査技術者届（経歴書含む）

ウ JACIC発行の「登録内容確認書」の写し

- エ 業務履行報告書
- オ 業務完了届
- カ 成果品
- キ その他委託者が指示するもの

(6) 業務計画書

- ア 受託者は、契約締結後14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- イ 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (ア) 業務概要
 - (イ) 実施方針
 - (ウ) 業務工程
 - (エ) 業務組織計画
 - (オ) 打合せ計画
 - (カ) 成果品の品質を確保するための計画
 - (キ) 成果品の内容、部数
 - (ク) 使用する主な図書及び基準
 - (ケ) 連絡体制（緊急時を含む。）
 - (コ) 照査計画
 - (サ) その他委託者が指示するもの
- ウ 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度委託者に変更業務計画書を提出しなければならない。
- エ 委託者が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(7) 成果品

- ア 受託者は、本業務が完了した場合は、成果品（照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- イ 成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- ウ 成果品の提出部数
 - (ア) 報告書の成果物 2部

(イ) 報告書概要版 2部

(ウ) 成果品の電子データ 1式

(エ) 報告書をまとめる際に収集した全ての資料 1式

エ 成果品のファイル形式

(ア) 原則として、成果品ファイルはPDF形式とする。

(イ) 作成時使用のMicrosoft Word 及びMicrosoft Excel に対応したファイルも併せて提出すること。

(ウ) 写真ファイルのファイル形式は最新の「デジタル写真管理情報基準 国土交通省」に準ずる。

(エ) 図面は、DWG 形式又はDWG 形式と互換性のあるものにより作成し、提出すること。ただし、これにより難しい場合は、別途協議する。

(オ) 上記に該当しない項目は委託者と協議の上、決定するものとする。

(8) 管路情報及び水道施設情報

ア 管路情報（新配水場移転候補地周辺）

(ア) 管 径 : ϕ 250 mm (送水管) ϕ 250・ ϕ 300 mm (配水管)

(イ) 竣工年度 : H26 (2014年度)、H28 (2016年度)

イ 施設概要（豊浦地区各水道施設情報）

施設名称	竣工年度	貯水量	構造
一の瀬第1配水場	H6 (1994年度)	1,000 m ³	PC造
一の瀬第2配水場	H28 (2016年度)	1,000 m ³	SUS造2槽
湯町配水場	S50 (1975年度)	1,300 m ³	RC造
北村配水場	S42 (1967年度)	586 m ³	RC造
石堂ポンプ場	S54 (1979年度)	100 m ³	RC造(受水槽)
石堂配水場	S54 (1979年度)	1,000 m ³	PC造
湯玉北ポンプ場	S55 (1980年度)	50 m ³	RC造(受水槽)
湯玉北配水場	S55 (1980年度)	480 m ³	RC造
豊洋台配水場	S36 (1961年度)	610 m ³	PC造

ウ その他

(ア) 豊浦町給水人口 : 13,765人

(イ) 配水量 : 1,798,258 m³

(ウ) 1日最大配水量 : 5,243 m³ (令和6年度水道統計)

(9) 設計協議等

受託者は、設計業務の実施にあたり次のとおり開催するほか、随時開催する。

なお、仕様書に定めのない事項については、委託者と協議し行うこと。

ア 初回打合せ：業務内容の確認及び貸与資料等の確認

イ 中間打合せ：中間報告及び作業中の諸条件の処理に関する確認（3回）

ウ 最終打合せ：総括説明及び成果品納品、検収の立会

(10) 現況の把握

受託者は、委託者より提供された既存資料と現地調査等により豊浦地区の水需要、配水量実績、水道施設の整備状況等に基づき現況を把握する。

(11) 施設規模の確認

受託者は、豊浦地区の将来の計画配水量により、配水池に求められる機能に応じた必要な容量を設定する。

(12) 整備案の検討

令和5年度に策定した「豊浦町水道施設整備事業（第2期）基本計画」を参考とし、新配水場の築造及び各水道施設を統廃合した場合の施設整備案を検討する。具体的には下記の項目を検討する。

ア 移転候補地の精査

イ 新配水場の容量検討及び構造比較

ウ 豊浦地区全体の各既存施設の耐震診断結果、水理計算を行い将来の更新計画を踏まえて配水施設の整備案を検討する。

エ 概算工事費及び整備期間の算定

オ 湯町配水場廃止に伴う概算解体費及び工期を算出する。

(13) 図面作成

各検討のルート図、平面図、縦断図、水位高低図等を作成すること。

(14) 照査

業務上の主要な段階で、基本計画の妥当性、比較検討方法、適合性等について委託者の指示事項が反映されていることや技術水準に問題がないことを照査する。

(15) 報告書作成

受託者は、検討事項をとりまとめ、事業計画となる報告書を作成すること。

(16) 設計図書の支給及び点検

ア 受託者からの要求があった場合で、委託者が必要と認めたときは、受託者に図面の原図又は電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

イ 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は、委託者に報告の上、委託者の指示を受けなければならない。

ウ 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

(17) 使用する技術基準等

受託者は、表－1 主要技術基準及び参考図書一覧表に示す最新の技術基準及び参考図書並びに仕様書に基づいて本業務を実施するものとする。これ以外の技術基準及び参考図書使用に当たっては、事前に委託者の承認を得なければならない。

表－1 主要技術基準及び参考図書一覧表

名 称	编者又は発行所名
水道施設設計指針	公益社団法人日本水道協会
水道施設維持管理指針	公益社団法人日本水道協会
水道施設耐震工法指針・解説	公益社団法人日本水道協会
日本水道協会規格（JWWA）	公益社団法人日本水道協会
水道施設の技術的基準を定める省令	厚生労働省
道路土工要綱	公益社団法人日本道路協会
道路土工－盛土工指針	公益社団法人日本道路協会

道路土工－切土工・斜面安定工指針	公益社団法人日本道路協会
道路土工－擁壁工指針	公益社団法人日本道路協会
道路土工－カルバート工指針	公益社団法人日本道路協会
道路土工－仮設構造物工指針	公益社団法人日本道路協会
コンクリート標準示方書設計編	公益社団法人土木学会

(18) 資料の貸与及び返却

ア 委託者は、必要に応じて設計図書に定める図書及びその他関係資料を受託者に貸与するものとする。

イ 受託者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに委託者に返却するものとする。

ウ 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万が一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

エ 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

5 関連法令及び条例の遵守

受託者は、本業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

6 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき受委託者相互に協力し、取り組むこと。

7 守秘義務

(1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、本業務の結果（業務の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を「4（6）業務計画書」に示す業務計画の業務組織計画に記載さ

れる者以外には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

- (4) 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (6) 受託者は、本業務の完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行において貸与された委託者の情報が外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

8 実施に当たっての注意事項

本業務に係る協議等について、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。

9 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上